

令和3年5月11日

保護者の皆様

三木市教育委員会

緊急事態宣言の延長を踏まえた新型コロナウイルス感染防止の徹底について
(お知らせとお願い)

日ごろから、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、現在の感染状況を踏まえ、国の緊急事態宣言の延長を受け、兵庫県対処方針に基づいた緊急事態措置が延長されました。

保護者の皆様には、「家庭や学校内に持ち込まない、広げない」を基本に、引き続き、学校と連携した感染対策をお願いします。

学校においては、今後の感染拡大を最小限に抑えるため、万全の感染症対策を講じた上で、教育活動を実施しますので、家庭におきましても、下記の事項についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 三木市の緊急事態措置の延長期間

5月12日(水)～5月31日(月)

2 学校における感染防止対策の徹底

- (1) 児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行います。
- (2) 児童生徒の心のケアに留意し、必要な場合には、カウンセリングの機会を設けるなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。
- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間は、校外活動や参観日、オープンスクールなどは、延期又は中止とします。また、県外での活動は行いません。
- (4) 部活動は、平日は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内(活動拠点が無い場合は該当施設含む)でのみ活動を実施します。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。活動時間は、2時間以内とします。土日は、原則休止とします。

なお、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とします。その際の練習については、以下の感染防止対策を講じた上で、大会初日の3週間前から行うことができることとします。

- ・活動場所は、校内（活動拠点が無い場合は該当施設含む）のみの活動とする。
- ・活動時間は、土日のいずれか1日で、3時間以内とする。
- ・公式大会に合同で参加する場合、または、公式試合に向けて自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

※ 感染への不安等で、部活動の参加を見合わせたい申し出があった場合は、児童生徒の心のケアに留意し、適切に対応しますので、学校にご相談ください。

3 家庭における感染防止対策の徹底

- (1) マスクの着用、登校前の検温等の健康観察について、改めて取組の徹底をお願いします。
- (2) 登下校時はマスクを着用し、マスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。
- (3) 緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族がPCR検査や簡易検査、抗原検査等を受けている場合や発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。その場合は、出席停止となります。
- (4) 登校後、児童生徒等の体調の不調に教職員が気付いた場合には、早退等、迅速な対応を取りますので、速やかなお迎え等のご協力をお願いします。
- (5) 緊急事態宣言が発出されている期間の不要不急の外出の自粛をお願いします。